

在留管理制度及び外国人住民に係る
住民基本台帳制度の改正等に関する提言書

平成25年10月29日

外国人集住都市会議

在留管理制度及び外国人住民に係る 住民基本台帳制度の改正等に関する提言

外国人集住都市会議は 2001 年の発足時から、外国人住民への行政サービスの提供に必要となる正確な居住情報を把握するための法整備について、繰り返し国に要望してきた。

こうした中、2009 年に「出入国管理及び難民認定法」並びに「住民基本台帳法」が改正され、2012 年 7 月に施行された。これにより、新たな在留管理制度へ移行することとなり、「外国人登録法」は廃止され、日本に中長期間滞在する外国人は住民基本台帳の対象となった。

この制度改正は、外国人住民との共生社会実現に向けた大きな一歩となるものであり、外国人住民の居住実態の正確な把握が可能となることで、外国人住民に係る行政サービスの向上や行政事務の効率化が図られているところである。

しかしながら、制度移行期であった 2012 年においては、制度そのものの周知が充分とは言えず、外国人住民だけでなく、自治体や関係機関にも混乱が見られたことから、外国人集住都市会議として緊急提言を行った。

制度改正から 1 年が経過するなか、我々は自治体や関係機関の対応状況を調査し、制度の運用状況を検証した。

その結果、一定の改善は見られるものの、依然として解決されていない課題があることから、次により提言を行う。

■ 提言 1 制度改正によって生じた課題への対応

今回の制度改正に伴う「外国人登録法」の廃止により、外国人登録原票が法務省の保有となったことから、親族関係や住所履歴の確認など、外国人住民が生活上必要とする情報を自治体の窓口で対応できないケースが生じている。また、開示手続きに時間を要し、行政サービスの低下となっている。

このような不都合を解消するために、現行制度の改正を含めたシステム改修や、我が国に定住する外国人住民の家族関係や異動の状況を自治体が公証できるような仕組みについて、早急に検討されたい。

その際、窓口となる自治体と情報を共有し連携して改善を図られたい。

■ 提言 2 制度改正及び手続き等の外国人住民への周知について

制度改正についてはこれまで、チラシや電子媒体により多言語での周知が行われているが、各地域においては制度改正について理解していない外国人が依然として多い。我々が実施した調査においても制度改正が十分に浸透しているとは言えない状況であり、国と自治体が一体となって効果的な周知を図ることが必要である。また、永住者、特別永住者についての在留カードや特別永住者証明書への切り替え制度の周知については、国が主導し統一的にすすめられたい。

■ 提言3 住民基本台帳制度対象外となる外国人住民への行政サービスについて

住基対象外外国人に対する行政サービスの取り扱いについては「住民基本台帳の一部を改正する法律附則第23条」により、制度改正後も行政サービスが後退することが無いよう謳われている。また、総務省（H24.7.4付事務連絡）が各省庁の対応を取りまとめ、都道府県を通じて各自治体に通知しているが、根拠となる個々の法律等について各自治体の解釈や理解が異なることが懸念される。今回、調査したところ行政サービスの取り扱いについて関係省庁からの指示や通知は少なく、自治体間で事務に不均衡が生じている状況である。

各自治体において適正な事務を執行すべきであるが、国においても関係省庁が連携し、自治体及び関係機関への周知を徹底されたい。

■ 提言4 包括的な課題の解決

現在、自治体はそれぞれの状況の中で多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めているが、そもそも外国人の受け入れについて国としての方針が定まっていない。また、出入国管理政策と多文化共生政策がしっかりと連携していないことから、それぞれが場当たりのものとなっている印象が否めない。

人口減少社会を迎え、我が国のあるべき将来像についての議論を深め、外国人の受け入れについての方針を明示されたい。

その上で、多文化共生政策と出入国管理政策が連動した包括的な課題解決のための政策を進めていただきたい。

外国人集住都市会議

群馬県 伊勢崎市
太田市
大泉町
静岡県 浜松市
富士市
磐田市
掛川市
袋井市
湖西市
菊川市
長野県 上田市
飯田市
岐阜県 大垣市
美濃加茂市
愛知県 豊橋市
豊田市
小牧市
三重県 津市
四日市市
鈴鹿市
亀山市
伊賀市
滋賀県 長浜市
甲賀市
湖南市
愛荘町
岡山県 総社市

平成25年10月29日

外国人集住都市会議 座長
滋賀県長浜市長 藤井 勇治